

(前のページより続き)
公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催(東北経済産業局)

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告(国土交通省)

(公告)

諸事項

官庁

財団、投資顧問業者営業保証金取戻し関係

裁判所

相統、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金設立関係

会社その他

省令

〇総務省令第二百一十一号

日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和十九年法律第八十五号)第二条第三項第一号の規定に基づき、日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十六年九月二十九日

総務大臣 麻生 太郎

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令の一部を改正する省令

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令(平成十一年郵政省令第二十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一第十号中「行方郡潮来町大字潮来」を「潮来市潮来」に改め、同表第十五号八中「北巨摩郡白州町大武川」を「北杜市白州町大武川」に改める。
別表第二第十六号中「佐伯町浅原中山」を「廿日市市浅原」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一第十五号ハの改正規定は、平成十六年十一月十日から施行する。

〇厚生労働省令第四百十号

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、並びに薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第三十九条第三項第一号、第三十九條の三第二項及び第四十條の二第四項第一号の規定に基づき、薬局等構造設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十六年九月二十九日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

薬局等構造設備規則の一部を改正する省令(昭和三十六年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「医療用具」を「医療機器」に改め、同条中「医療用具の販売業及び賃貸業」を「高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業及び賃貸業並びに同法第三十九条の三第一項に規定する管理医療機器の販売業及び賃貸業」に改める。

第十四条の五の見出しを「(医療機器の修理業の事業所の構造設備)」に改め、同条第一項中「医療用具の製造所(当該製造所の製造が既存の医療用具の修理である場合に限る。次項において同じ。)」を「法第四十条の二第一項に規定する医療機器の修理業の事業所」に改め、同項第一号中「医療用具」を「医療機器」に改め、同項第二号中「医療用具」を「医療機器」に改め、製造業者を「修理業者」に改め、同条第二項中「医療用具の製造所」を「医療機器の修理業の事業所」に改める。

附則

この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

〇農林水産省令第七十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十六年九月二十九日

農林水産大臣 島村 宜伸

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
別表二の一の項植物の欄中「及び第三十六」を「第三十六及び第四十三」に改め、付表に次のように加える。
四十三 ブラジル連邦共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトミアートキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附則

この省令は、公布の日から施行する。

〇総務省令第七百二十七号

政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があつたので、同法第六條第二項において準用する同法第五條第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十六年九月二十九日

政党的名称 異動事項
自由民主党 所屬国会議員 氏名 新
所屬国会議員 となつた 住 所
武田 良太
福岡県田川郡赤池町赤池九七〇一-一五
選出区分 福岡
衆議院議員 福岡
県第十一区

告示

〇金融庁告示第五十号

銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四十七條第二項、第三項、第二十六條第一項及び第二十七條の規定により、シティバンク、エヌ・エイ在日支店に対し、認可の取消し及び業務の一部停止を命じたので、銀行法第五十六條第一号及び第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十六年九月二十九日

金融庁長官 五味 廣文

一 認可の取消しの範囲

丸の内支店、名古屋出張所、大阪出張所、福岡出張所

二 取消しの効力発生日

平成十七年九月三十日

三 業務の一部停止の範囲

平成十六年九月二十九日から平成十七年九月二十九日までの間、丸の内支店、名古屋出張所、大阪出張所、福岡出張所におけるすべての業務(既存取引の解消及びこれに付随する業務を除く。)

四 命令発出日

平成十六年九月十七日

総務大臣 麻生 太郎

届出年月日 平成十六年九月三日